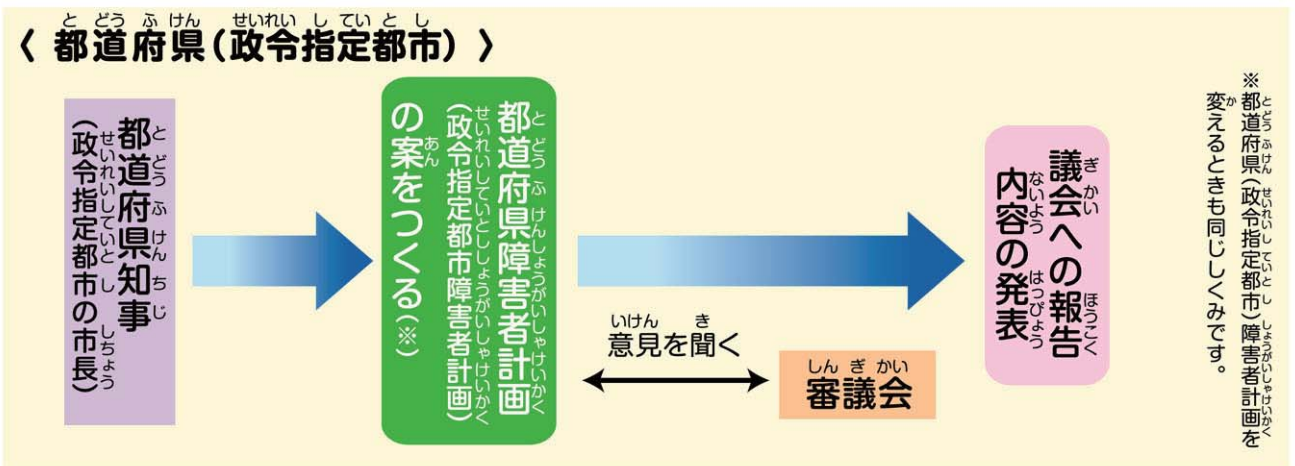
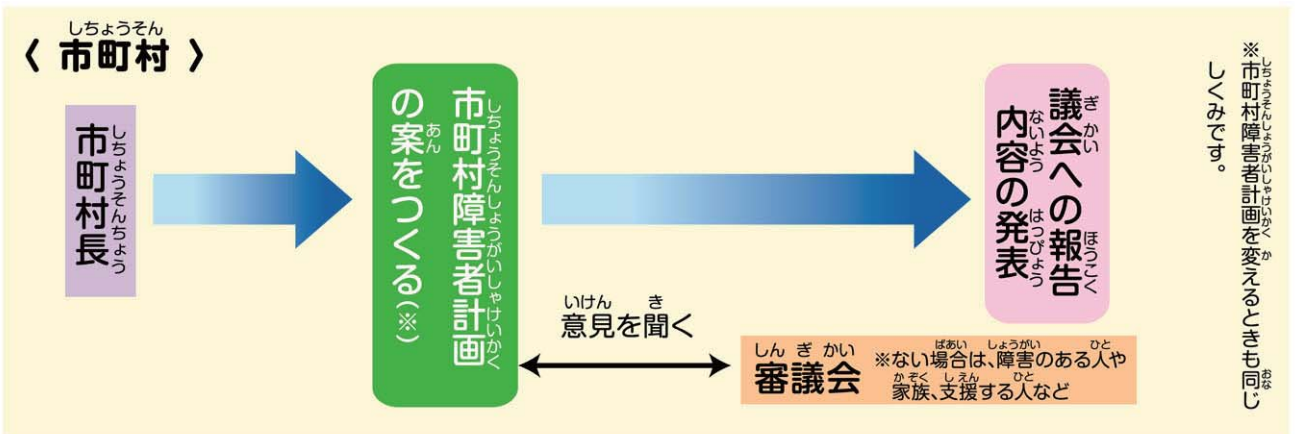


都道府県は、都道府県障害者計画をつくるときと変えるときに、これまであった地方障害者施策推進協議会に代わる新しい審議会(意見を出し合い、話し合う会議:第36条)の意見を聞かなければなりません。

市町村は、市町村障害者計画をつくるときと変えるときに、これまであった地方障害者施策推進協議会に代わる新しい審議会(意見を出し合い、話し合う会議:第36条)の意見を聞かなければなりません。その審議会がない場合は、障害のある人や家族、支援する人などの意見を聞かなければなりません。



●政令指定都市は、札幌・仙台・さいたま・千葉・川崎・横浜・相模原・新潟・静岡・浜松・名古屋・京都・大阪・堺・神戸・岡山・広島・北九州・福岡(平成23年12月現在)



第12条 法制上の措置等(法律について行うこと)

国は、この法律の目的を達成するために、必要な法律を新しくついたり、今ある法律を変えたり、お金を用意しなければなりません。

第13条 年次報告(毎年の報告)

国は、障害のある人のための法律や制度がどのように行われたかについての報告書を、毎年、国会に出さなければなりません。